

# 土砂等の搬入には届出が必要です!

## 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例

栃木県では、外部から搬入した土砂等により3,000㎡以上<sup>\*</sup>の面積の埋立て等を行う場合、「土砂条例」に基づく届出が必要になります。その届出をして行う事業を「特定事業」と言います。

土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するため、土砂条例の規定に従って適正な埋立て、盛土、堆積を行うようお願いします。

※3,000㎡未満の場合、市町土砂条例の手続きが必要となる場合があります。



### 以下の義務があります!

埋立て等に使用する土砂等は「安全基準」を満たす必要があります

鉛、砒素などの有害物質が含まれていないかを確認!

土砂等を搬入する14日前までに知事への「届出」が必要です

土砂を3,000㎡以上の範囲に埋立て等をする場合

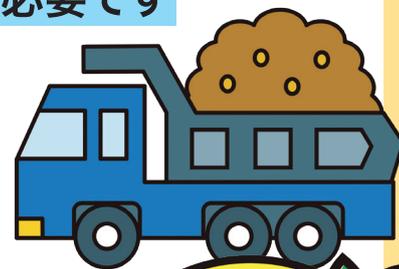
定期的に水質検査等を実施する必要があります

6か月ごと(一時堆積事業は3か月ごと)

事業場の見やすい場所に標識を掲示する必要があります

安全基準に合わない土砂の埋立ては禁止されています

違反した場合は撤去命令・罰則あり!  
(最大で1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金)



## 注意点

### ➔ 改良土の取扱い

建設汚泥を処理した改良土を埋め立てる等の行為は、廃棄物処理法に抵触する可能性があります。改良土を搬入する場合、事前に管轄する環境森林(管理)事務所に相談してください。

### ➔ 他法令の手続き

土砂等の搬入の手続きの前に盛土規制法や森林法等の他法令の手続きもご確認ください。

## お問い合わせ窓口

特定事業の手続きや土砂等の搬入についてのご相談は以下の連絡先をお願いします。県のHPも御覧下さい。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/dosha/doshajourei.html>



名称	住所・電話番号	担当区域
県西環境森林事務所 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川 51-9 TEL 0288-23-1000	鹿沼市
県東環境森林事務所 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町 116-1 TEL 0285-81-9002	真岡市、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町、上三川町
県北環境森林事務所 環境対策課	〒324-0056 大田原市本町 2-2828-4 TEL 0287-22-2277	矢板市、那須塩原市、さくら市、 那須烏山市、塩谷町、高根沢 町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町 607 TEL 0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1 TEL 0285-22-4309	栃木市、小山市、下野市、壬生 町、野木町
資源循環推進課 審査指導班	〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 TEL 028-623-3154	

## 県条例を適用しない区域の 問い合わせ先

担当区域にない市(宇都宮市、日光市、大田原市)は県土砂条例の適用を除外しております。

各市の担当課に直接問い合わせをしてください。

名称	住所・電話番号	担当区域
宇都宮市 環境部廃棄物政策課	〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5 TEL 028-632-2928	宇都宮市
日光市 市民生活部生活安全課	〒321-1292 日光市今市本町 1 TEL 0288-21-5112	日光市
大田原市 市民生活部生活環境課	〒324-8641 大田原市本町 1-4-1 TEL 0287-23-8775	大田原市